

係とクリティカルパス（プロジェクトの完成を遅らせないために、遅らせることができないタスクの集まり）を明確にし、タスク毎に開始日、完了日及び中間マイルストーンを決定すること。

- ウ. 各作業工程を通じて、定期的に状況との差異を分析し、スケジュール等に変更が生じた場合は、担当職員の承認を得た上で、関連する作業計画及び成果物の変更を行うこと。

#### 6.4.2 進捗管理

進捗管理については、本仕様書「6.4.1 作業計画の作成」で策定した設計・構築計画に基づき、各タスクの状況把握及びスケジュール管理を行うことを目的とするため、以下に示す業務を実施すること。

- ア. 受託者は、EVM 進捗管理表を作成し、定期的に、WBS 番号、作業名、個別管理組織・受託者作業区分、責任者、作業の開始日・完了日、完了基準、出来高実績値（EV：Earned Value）及び投入実績値（AC）を EVM 進捗管理表に記入すること。
- イ. EVM 進捗管理表から、以下の指数等を用いて、進捗状況を定量的に分析すること。
  - A. スケジュール差異
  - B. 工数差異
  - C. スケジュール効果指標
  - D. 工数効果指標
  - E. 予測総工数
  - F. 残工数
- ウ. 各タスクの進捗状況に関して、本仕様書「6.4.6 コミュニケーション管理」に示す報告会を担当職員との間で開催し、作業状況の報告を行うこと。
- エ. 報告会では、対象とする作業期間に予定していた全タスクについて、EVM による分析結果を報告すること。
- オ. 計画から遅れが生じた場合は、原因を調査し、要員の追加、受託担当者の変更等の体制の見直しを含む改善策を提示し、担当職員の承認を得た上で、これを実施すること。

#### 6.4.3 コスト管理

本システム基盤全体で発生する費用を詳細、かつ適切に管理することを目的とするため、以下に示す業務を実施すること。

- ・発生する可能性のある追加案件や改修案件等については、当省の指示に従い見積書等を作成し、必要工数、その内訳及び算出方法を具体的、かつ詳細に提示すること。
- また、その見積額は、本調達契約額に照らして妥当であること。

#### 6.4.4 品質管理

本システム基盤が本仕様書で定義された要件を満たすこと、または、上回ることを保証することを目的とするため、以下に示す業務を実施すること。

- ア．作業工程毎に品質評価基準書（評価指標、判断基準等）を設定し、評価結果を担当職員に報告すること。また、次の作業工程へ推移する際は、担当職員の承認を得ること。
- イ．品質評価計画の立案、検証及び品質改善策の検討、実施を管理する体制を構築すること。また、各種取り組みが、しかるべき手続きに則って実施されていることを定期的に確認・報告すること。
- ウ．受託者の関連会社及び協力会社等、本件の受託者でない主体が参画する体制を敷くことを当省が承認する場合は、関連会社等の作業範囲及び責任範囲を明確にし、関連会社等の作業及び成果物に対して十分な管理・検収を実施するとともに、関連会社等に係る一切の事項について、全責任を負うこと。特に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の法規に抵触しないように、適切な管理・対応を行うこと。
- エ．受託者内に品質管理を専門とした部門、または、受託担当者が存在すること。また、その組織名、または、受託担当者氏名を提示し、かつそれらの役割・本調達との役割分担を提示すること。
- オ．上記エの品質管理部門、または、受託担当者による品質レビューを定期的に実施すること。

#### 6.4.5 人的資源管理

本調達に参画する要員の選定、変更及び体制維持に関する管理を行うことを目的とするため、以下に示す業務を実施すること。

- ア．作業工程及びタスク毎に必要なスキルを正確に定義し、適切な知識及び経験を有する要員を配置すること。また、主たる報告責任者とその権限及び役割を明確にした体制図を提示すること。
- イ．主たる要員に変更が生じた場合には、速やかに担当職員に報告し、承認を得ること。また、代替要員については、サービスレベルの低下を防ぐために、知識及

び経験が妥当な者を選定すること。

ウ．体制を縮小する場合は、作業対象となるすべてのタスクに十分な知識及び経験を有する要員が確保されていることを明示し、担当職員の承認を得ること。

#### 6.4.6 コミュニケーション管理

プロジェクト関連情報の作成、共有及び蓄積等に関する基準を定め、本調達の全参画者が、その基準に従い、円滑、かつ効率的なコミュニケーションを行うことを目的とするため、以下に示す業務を実施すること。

ア．作業工程毎に会議・情報伝達計画を策定し、担当職員の承認を得ること。なお、会議・情報伝達計画では、会議体の目的、開催頻度及び対象者等を明確にすること。

イ．策定した会議・情報伝達計画に基づき、各作業工程における各種作業に関する打ち合わせ、成果物等のレビュー、進捗確認及び課題共有等を行うために、担当職員とのプロジェクト会議を開催すること。特に、以下の内容に関するプロジェクト会議については、それぞれを個別に開催する必要はないが、開催を必須とする。

A. 本仕様書「6.4.2 進捗管理」に示すプロジェクト会議における報告：2回／月

B. 本仕様書「6.4.4 品質管理」に関する報告：1回／月

C. 本仕様書「6.4.7 課題管理」に関する報告：2回／月

D. 本仕様書「6.4.9 リスク管理」に関する報告：1回／月

E. 本仕様書「6.4.10 セキュリティ管理」に関する報告：1回／月

ウ．プロジェクト会議を開催するタイミング及び頻度については、各作業工程の特徴及び状況等を鑑みて、担当職員と協議の上、必要に応じて変更すること。

エ．担当職員から要請がある場合、または、担当職員との協議が必要な事案が発生した場合には、臨時のプロジェクト会議を随時開催すること。

オ．担当職員と打ち合わせ等を実施する場合においては、文書により説明等を行うこと。

カ．各会議が開催される都度、全出席者に内容の確認を行った上で、原則、2営業日以内に議事録を提示し、担当職員の承認を得ること。

#### 6.4.7 課題管理

プロジェクト遂行上様々な局面で発生する各種課題について、課題の認識、対応案の検討、解決及び報告のプロセスを明確にすることを目的とするため、以下に示す業務を実施すること。

- ア. 課題管理にあたり、以下の内容を課題一覧にまとめ、一元管理することとし、その他必要と考えられる項目についても管理する仕組みとすること。
  - A. 課題内容
  - B. 影響
  - C. 優先度
  - D. 発生日
  - E. 受託担当者
  - F. 対応状況
  - G. 対応策
  - H. 対応結果
  - I. 解決日
- イ. 担当職員と状況を共有するために、起票、検討、対応及び承認といった一連のワークフローを意識した管理プロセスを確立すること。
- ウ. 積極的に課題の早期発見に努め、迅速にその解決に取り組むこと。
- エ. 対応状況を定期的に監視・報告し、解決を促す仕組みを確立すること。
- オ. 本システム基盤の構築スケジュールに影響を与えるような重大な課題が発生した場合には、速やかに担当職員に報告し、対応策について、協議すること。

#### 6.4.8 構成・変更管理

本システム基盤の整合性を維持し、プロジェクト環境の変更に対するトレーサビリティを確保することを目的とするため、以下に示す業務を実施し、構成管理書を作成すること。

- ア. 構成管理対象（ソフトウェア、標準記述様式、仕様書及び設計書等）を特定し、管理レベル（参照・更新権限及び保存方法・期間等）を定めること。
- イ. 構成管理対象について、ベースライン化、変更依頼、影響分析・調査、承認、及び実装といった一連のワークフローを意識した管理プロセスを確立すること。
- ウ. 要件と構成管理対象の変更について、双方向に追跡可能な仕組みを確立すること。また、監査・評価し、その結果を反映・報告すること。

#### 6.4.9 リスク管理

各作業工程における目標の達成に対するリスクを最小限にすることを目的とするため、以下に示す業務を実施すること。

- ア. 技術的観点、財務的観点、進捗的観点及び人員的観点等、または、本システム基盤と類似する案件で発生した問題等から、プロジェクトの遂行に影響を与えるリスクを識別し、その発生要因、発生確率及び影響度等を整理すること。また、発生確率及び影響度に基づき、リスクの優先度を決定し、それに応じた対策を行

うこと。

- イ. 上記アで整理したリスク及び各内容について、定期的に監視・評価し、その結果を反映・報告すること。
- ウ. 緊急対応時の対応手順・体制・計画について示した緊急対応時計画を担当職員が作成するにあたり、受託者は必要な情報を提供する等の支援を行うこと。

#### 6.4.10 セキュリティ管理（セキュリティ対策の基本方針を含む。）

各作業工程において、セキュリティに関する事故及び障害等の発生を未然に防ぐこと、並びに発生した場合に被害を最小限に抑えることを目的とする。セキュリティ管理は本仕様書「6.4.9 リスク管理」と併せてマネジメントを行うことが必須となるため、以下に示す業務を実施すること。

- ア. 「厚生労働省情報セキュリティポリシー」の内容を理解し、遵守すること。
- イ. 「情報セキュリティポリシー実施手順」を、最新の「厚生労働省情報セキュリティポリシー」に基づき作成し、「プロジェクト管理要領」に含めること。
- ウ. 「プロジェクト管理要領」内の「情報セキュリティポリシー実施手順」に則したセキュリティ管理を実施すること。
- エ. セキュリティ対策の実施状況については、定期的に内部監査を実施し、担当職員に報告すること。
- オ. セキュリティ対策の内容については、各作業工程の状況に応じて、適宜改善策を検討し、担当職員の承認を得ること。
- カ. セキュリティに関する事故及び障害等が発生した場合には、速やかに、担当職員に報告し、対応策について、協議すること。

### 7. 設計・構築・テスト業務

本システム基盤の設計・構築・テストに当たり、以下の業務を実施すること。

#### 7.1 設計・構築業務

##### 7.1.1 設計・構築・搬入実施計画の策定

本システム基盤の設計、構築及び搬入期間中の連絡体制、責任分担、作業項目及び作業手順を明記した実施計画を策定し、必要に応じて担当職員と協議を行い、承認を得た上で、実施計画書として提示すること。

##### 7.1.2 設計

###### (1) 設計業務共通要件

- ア. 設計業務は、基本設計工程及び詳細設計工程に分けて計画を立てること。

- イ. 基本設計はシステムの外部仕様を具体化する工程として位置づけ、システムの利便性確保等の観点から担当職員等と密に協議を行い推進すること。
- ウ. また、詳細設計工程はシステムの内部仕様を具体化する工程として位置づけ、保守性や信頼性等を確保するため受託者の専門的知見等を基に推進し、担当職員に対する確認について最小限となるよう、効率的な運営を目指すこと。
- エ. 設計環境及び作業場所等については、受託者の負担と責任において準備すること。
- オ. 変更管理要領に基づいた管理を行うこと。法律改正により、設計内容に変更が生じた場合は、担当職員と協議し対応方針を決定すること。
- カ. 標準記述様式及び標準規約等を定め、ドキュメント間の整合性を確保すること。

## (2) 基本設計

本システムの要件を最終確認後、具体的に提供する機能を決定した上で設計すること。以下に、基本設計で必要と考える事項を示す。

- ア. ハードウェア設計
- イ. ソフトウェア設計
- ウ. ネットワーク設計
- エ. ハードウェア環境定義
- オ. ソフトウェア環境定義
- カ. ネットワーク環境定義

## (3) 詳細設計

基本設計について担当職員からの完了承認を得た後、受託者は本システムの構築が可能となるように、基本設計書を詳細化し、詳細設計書を作成すること。

### 7.1.3 環境構築

- ア. 詳細設計を基に、機器の調達、構築、搬入、設定を行うこと。
- イ. 受託者は設置場所の床下配線工事及び運用端末を設置する部屋とサーバ等を設置する部屋の間等の建物内のネットワーク回線の敷設を実施すること。
- ウ. 受託者は OS、DBMS、ジョブ管理ツール及び運用・管理ツール等のソフトウェアの初期インストール及び管理者権限設定等の基本的な設定を行うこと。
- エ. 構築・搬入時に必要な作業用の機材については、受託者の負担と責任において準備すること。
- オ. 受託者は機器の搬入・設置作業に当たっては、設備の保護等の作業を適切に行うこと。また、作業の際に使用した梱包剤等は、受託者が処分すること。
- カ. 受託者は設置した機器に対しては、適切な耐震対策を行うこと。

- キ. 受託者は機器の搬入・設置作業等において、施設又は機器に何らかの損傷が発生した場合には、直ちに担当職員に報告するとともに、担当職員の指示に従い、受託者の責任及び負担において修復すること。
- ク. 「プロジェクト管理要領」内の「構成・変更管理要領」に基づいた管理を行うこと。
- ケ. 環境構築が完了後、搬入・設置報告書を作成し、担当職員と協議の上、承認を得ること。

#### 7.1.4 テスト計画の策定

実施する基盤総合テストについて計画し、テスト方針、実施内容を記述し、基盤総合テスト計画書として担当職員の承認を得た上で、提出すること。

以下に、基盤総合テスト計画書に含める必要のある事項を示す。

- ア. 受託者のテスト実施体制と役割
- イ. テストに係る詳細な作業及びスケジュール
- ウ. テスト環境（テストにおける機器構成、テスト範囲等）
- エ. テスト方法（使用ツール等も含む）
- オ. 合否判定基準
- カ. テストデータ

## 7.2 テスト

本システム基盤のテストに当たり、以下の業務を実施すること。

### 7.2.1 基盤総合テスト

基盤総合テストにおいて、受託者は取込・定型資料作成等システム用ソフトウェアの導入前に受託者が設置・初期設定を行った本システム基盤のテストを実施すること。以下に基盤総合テストの概要を示す。

表 7-1 基盤総合テスト概要

No.	テスト主体	テスト主体に求める主な事項
1	受託者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受託者が構築した機器等について、運用端末を接続した疎通確認を含めた動作テストを実施し、本仕様書に示す要件を満たしているかを確認すること。</li> <li>・ 受託者が導入したソフトウェアの動作テスト等をレセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）開発業者から提供される、本システムの動作確認用のサンプルソフトウェア等を用いて実施し、本仕様書に示す</li> </ul>